災害時行動マニュアル(災害対策本部編)

第1章 被害想定

- 第1条 本マニュアルは、愛媛県内もしくは他県における大規模災害発生時に要援護者への支援並びに福祉避難所・仮設住宅等への生活支援のための人材派遣・間接的支援等を想定して策定する。
 - (1) 愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会もしくは、公益社団法人日本医療社会 福祉協会からの応援要請があった場合に、関係機関と連携・協議を行いながら、 人材派遣を行うことを想定する。
 - (2) 行政・関係機関からの要請で、間接的支援の応援要請があった場合に、各関係機関・団体と協議をし、災害対策本部の判断により、間接的支援を行うことを想定する。

第2章 目的

- 第2条 本マニュアルの目的は、下記の通りとする。
 - (1) 愛媛県内もしくは他県で発生した災害の情報を会員と連携し収集するととも に、集積された情報を会員へ発信することにより、協会内で被災情報の共有を 図る。
 - (2) 愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会、公益社団法人日本医療社会福祉協会、他関係機関・団体との連携・調整を図る。
 - (3) 当協会が行うべき支援について検討し、会員の協力を得て実行する。
 - (4) 災害発生時の災害対策本部の役割や責任を明確にする。

第3章 組織、体制及び責任

- 第3条 当協会は、愛媛県内もしくは他県で大規模災害が発生した場合、災害対策要綱に定める規定に基づき、災害対策本部を設置する。
 - (1) 災害対策本部は、事務局に開設する。
 - (2) 災害対策本部長は当協会会長とする。
 - (3) 会長は、副会長を副本部長、その他の理事に役割を任命することができる。
 - (4) 総務班、災害支援活動班を編成する。
 - (5) 災害対策本部設置後は速やかにホームページ、メーリングリストを通じて会員へ 周知するとともに、関係機関・団体との連携を図る。

第4章 平常時における対応

- 第4条 平常時における防災意識の向上を図ることを目的として、各機関・団体等が主催する 災害支援研修会・訓練等への参加を会員に促す。
 - (1) 防災訓練・研修企画等は、社会貢献活動部会の事業として実施する。
 - (2)理事会にて理事の連絡先及び連絡網の点検Eメール等の送信体制の点検等を行う。
 - (3) 防災訓練の結果をまとめ、協会内へ報告・周知する。

第5章 災害発生時おける対応

- 第5条 愛媛県内もしくは他県で大規模災害が発生した場合、第3条に規定する災害対策本部を設置する。
 - (1) 災害対策本部には、災害の規模に応じて総務班及び災害活動班を編成し、災害支援体制を構築する。
 - (2)総務班は、副会長、事務局担当理事が指揮を執り、当協会事務局を母体として各部会を組織化し、行政等関係機関及び愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会、公益社団法人日本医療社会福祉協会等との情報共有等の連携を図る。また、想定される被災状況に応じて立案した災害支援体制の方針を関係機関及び団体へ周知するとともに、災害の規模に応じて通信等の必要な経費を計上し整備する。
 - (3) 災害支援活動班は、社会貢献活動部会担当理事が指揮を執り、社会貢献活動部会を母体として被災状況を把握するとともに、負傷者受入れ及び被災地への必要な直接的支援・間接的支援等についての具体的な検討を行う。なお、会員を動員する災害支援策が必要であると本部長が判断した場合には、災害派遣チームを編成する。

第6章 災害対策本部 組織図

災害対策本部

- ・本部長は会長
- ・原則として協会内事務局に置く
- ・災害支援体制の構築



総務班

- ・副会長または事務局担当理事が指揮
- ・当協会事務局を母体とする
- ・各部会を組織化する
- ・行政等関係機関及び愛媛県災害リハビリ テーション連絡協議会、公益社団法人 日本医療社会福祉協会との連携
- ・当協会の災害支援体制の周知
- ・通信等の整備
- ・必要な経費の計上



災害支援活動班

- 社会貢献活動部会担当理事が指揮
- ・社会貢献活動部会を母体とする
- ・負傷者、要援護者への受け入れ調整
- ・被災地への直接支援=「災害派遣チーム」の編成
- ・間接的支援の具体化・実施
- 第6条 災害派遣チームは、災害対策本部長の指示のもと、次に掲げる直接的災害支援活動を可能な限り実施する。
 - (1) 愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会、もしくは公益社団法人日本医療社会福祉協会からの人材派遣応援要請があった場合に、各関係機関と連携し、必要な保健・医療・福祉の一体的な支援活動を展開するとともに、刻々と変化する被災地のニーズを把握し、本部に報告を上げる。
 - (2) 定点活動は、一定の復旧が図られた段階で、各関係機関との協議の上、災害対策本部にてその継続の必要性を検討し、当該被災地における社会資源へ役割を移乗し撤収する。
 - (3) 間接的支援については、関係団体と協議をしながら、物的支援・経済的支援等の具体的な対策を講じる。

【支援活動】

愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会、もしくは公益社団法人日本医療社会福祉協会からの人材派遣応援要請があった場合に、関係機関と連携し、人材派遣を実施。 行政や関係機関・団体より間接的支援の要請があった場合は、間接的支援の実施。



【定点活動】

応援要請団体からの指示に基づき、福祉避難所、仮設住宅、行政、 地域包括支援センター等での直接的支援と、間接的支援の実施。



【撤収】

関係機関と協議の上、災害対策本部にて支援の終了を検討 社会資源への役割移譲などの責務を果たす。

(附則)

本マニュアルは、平成28年4月23日より施行する。

災害時行動マニュアル(会員編)

第1章 被害想定

- 第1条 本マニュアルは、愛媛県内もしくは他県における大規模災害発生時に要援護者への支援 並びに福祉避難所・仮設住宅等への生活支援等を想定して策定する。
 - (1) 愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会もしくは、公益社団法人日本医療社会 福祉協会からの応援要請があった場合に、関係機関と連携・協議を行いながら、 人材派遣・間接的支援等を行うことを想定する。
 - (2) 行政・関係機関からの要請で、間接的支援の応援要請があった場合に、各関係機関・団体と協議をし、災害対策本部の判断により、間接的支援を行うことを想定する。

第2章 目的

- 第2条 本マニュアルの目的は、下記の通りとする。
 - (1) 愛媛県内もしくは他県で発生した大規模災害の情報を会員と連携し収集するとともに、集積された情報を会員へ発信することにより、協会内で被災情報の共有を図る。
 - (2) 災害発生時の各人の行うべき行動や関係部署の役割や責任を明確にする。

第3章 組織、体制及び責任

- 第3条 会員は、まず何よりも自分と家族、職場においては職場の中での安全確保と安否確認を 優先する。
 - (1)会員は、災害発生後の被災状況を把握した場合、当協会災害対策本部へ迅速に情報提供する。
 - (2) 災害対策本部は、会員が勤務する保健医療機関の被災状況を取りまとめ、迅速にすべての会員に周知する。

第4章 平常時における対応

- 第4条 会員は、当協会、もしくは関係機関が行う災害支援研修・訓練等に積極的に参加し、 必要な連絡手段及び対応について確認する。
 - (1)必要な連絡手段とは、会長の連絡先、協会ホームページ閲覧、Eメールの確認などを指す。

第5章 災害発生時おける対応

- 第5条 会員は、災害対策本部から発信される被災情報を確認するとともに、次の各項目について確認・報告する。
 - (1)会員は、まず何よりも自分と家族、職場においては職場の中での安全確保と安否確認を優先する。
 - (2) 負傷者等の受入れ要請について確認し、所属する保健医療機関にて受入れできる人数を災害対策本部へ報告する。
 - (4) 災害支援派遣チーム編成について確認し、チームへの参加が可能な場合にはその 意思を災害対策本部へ報告する。
 - (5) 間接的支援について参加協力が可能な場合には、その意思を災害対策本部へ報告する。
 - (6)被災情報に誤りのある場合には、正確な情報を災害対策本部へ報告する。

災害発生時における会員の行動指針

自身、家族の安全確認・職場内環境の安全確認

・自身の安全確認・自分の身の回りの安全確認

負傷者などの受け入れ調整

・所属保健医療機関における後方支援

災害支援派遣チームへの参加

・直接的支援の実施・現地での活動

間接的支援への参加

・間接的支援の実施・物的支援・経済的支援

正確な情報を災害対策本部へ提供

・正確な情報の提供による混乱回避、必要な支援の検討

本マニュアルは、平成28年4月23日より施行する。